藏が歸り候哉とて、寝卷の上に帶を結び! 上候て、一等御宥免有之様に可申上候旨申合候て達御聽候 申合、若死罪などに被仰付候ても、兩人申合幾度も御斷申 は命を助とらせ可申候。左様に心得可申旨にて、扨同役被 まじく候。若又被仰付候ても、此方命に替候ても、其方儀 者にて候。 可罷在候。 を拔候て後へ投捨て致平伏候。主人申候は、脇指やはり指 恐くは御尋に候ても罷出申儀にては無御座旨申候て、脇指 及候。是は其分に罷在がたき儀と奉存罷歸候。無左ては、 禍をのがれ爲可申、 候は、其儀にて御座候。今般の儀私も豐藏申合候事故、身の を口にくはへ候て罷出、何とて罷歸候哉と尋候處、六藏申 一生市兵衞方に令奉公候。毛利久左衞門屋敷、 にくき奴にて候へ共、其身主人閉門の段承候て罷歸候 市兵衛へ被下候間、 畢竟私不罷出候はど、急度可被仰付候様子に候旨承 特干萬成儀に被思召。依之市兵衞閉門御発許、右六 其方は脇指など取候者にては無之候。扨々勇成 追付可達御聽候。死罪などに被仰付事にても有 他國に立退候處、主人市兵衞儀閉門被 勝手次第召使可申旨被仰出候て、 其時分より 脇指の下緒

三山市兵衞屋敷の向也。

孝靈列商 孝德常色 推古醫藥 敏達競機 宣化電局 多見焉,或曰。朝鮮史錄中有,之。未,詳,其書名,云。 右疑年號。。我國朝正史不,散,之,唯古跡寺社緣起等小說中 一、本朝正史に載せざる年號 欽明羅和安 應神聖 天智中元 光端 元正 用明修重 知大僧長 武烈善紀 天武集安 仁吉 王貴 貴明樂獎 持統大和 崇峻端政 報告報正和(此い號の不 金法光清 舒明電影 兄弟 文武大長 俗安

一、西三條殿夢得の和歌

右西三條殿夢得の和歌。今公福卿の父也。いつはりのなき世を仰げめにみえぬ神の誠の動く心に

一、笠間源六·野崎惣八勘氣御觅

具に御判被遊候旨。此内にも右兩人の名は無之候。然共仲名も被除候。其時分は御番所々々に、御番人の交名連書し、言葉もかゝり不申候。扠於小松御城も、御番張札の内に交於御旅舘博奕いたし、聲高に罷成候て御意に違、夫より御と妙公從江戸御歸藩の時、笠間源六・野崎惣八御供いたし、微妙公從江戸御歸藩の時、笠間源六・野崎惣八御供いたし、

然處へ右の宿中より、老女一人走出候て、代も不拂沓を取 之を見付候て、惣八やがて走寄、沓を取候て自身打申候。 二三十文取出し、 咨籠等も跡へ下り申候。其際に宿有之候て、賣咨か」り有 事無之、見合罷在候處、御乘上り被遊候へば御馬咨切申候。 取候て御供仕候。 やと御意に候て、 に溺れ御刀筒へも水入可申と仕候時、源六やがて御刀筒を 側を少も離間敷候由、 候は、此時大事の所にて候。たとひ水に溺候ても、 渉程に候得共、 も無之候得共、 間の詰所へ罷出、 申候。半渡り候時、 狼藉とて走寄り候を不構、沓を打仕廻候て、懐より鏒 翌年東海道より江戸へ被成御座候時分、御供の被仰出 い事じや、 へと地へ落申候を、 又兩人致御供候。大井川水餘程出候て、 御馬にて可有御渡由被仰候。其時兩人申合 やかましき奴めとて面へ打つけ候へば、 源六へは御詞懸り申候。惣八は何も可仕 其時源六川岸に成候て、 無懈怠令勤番候得共、 過るはり 御刀筒持申候御徒小兵にて、旣に水 瓦に約諾いたし候て御供仕、 御馬上より御覧被成、 と御意にて候。 終に御詞懸り不 却てころぶ者じ 此時初て 川を渡 御馬の 惣八

兩人へ御詞懸り、其後は又如元被召使候。

一、天野藤太夫の律儀

を、 ば此方の目は、 候哉、不通候哉、御覽難被成候に付、 由申候へば、藤太夫申候は、左様にて無之候。御前に通り 候へば宜敷候。今少に成候て残念成儀、御機嫌もそこね申 衆蕁被申候へば、天野申候は、通り不申候。はき矢にて候 も藤太夫へ申候は、 以の外御機嫌あしく、 問返し候得共、鬼角通り不申候。はき矢無紛候由御請申候。 由申上候。去ども慥に通り候と、再三御意に付、二三度も 召候、何とてこたへ不申候哉と尋候へと御意に付、御近習 其內一本答不申候。御意には唯今の矢は、慥に通り候と思 矢目被仰付候。其時九十二三本通り候て、今少に罷成候時、 不申候。或時堂形御米倉裁許の天野藤太夫といふものに、 度々被爲射候得共、八九十迄は通り候て、百箭には終に滿 微妙公今の堂形にて通矢被遊候。百箭御通し可被成とて、 通り候と申候儀は、 御前の目と申者にて候。 何にも成不申儀を申上候。通り候と申 弓矢を御投被成御入被成候。其後何 譯立不申候。 叉夫程はき矢をも 矢目被仰付候。 然所通りもせぬ